1：2,５００地形図 J0

広島市平面図　No.J0



I99	I0	I1
J99	J0	J1
K99	K0	K1

行政区画

広島市
佐伯区

記号

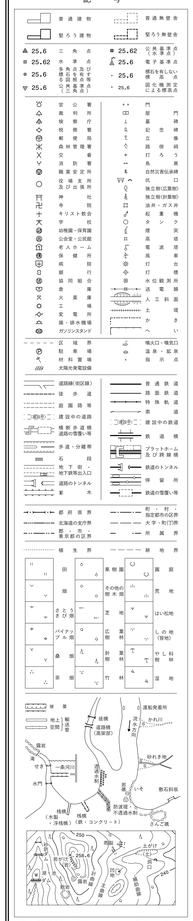

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

（1）撮　影　平成２０年１２月
　　測　図　平成２２年　３月
　　作業機関　国際航業株式会社

（2）撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　SUMMIT
　　作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２１　中公　第１３１号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

J0

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　広　島　市

1：2,500地形図 J1

広島市平面図　No.J1

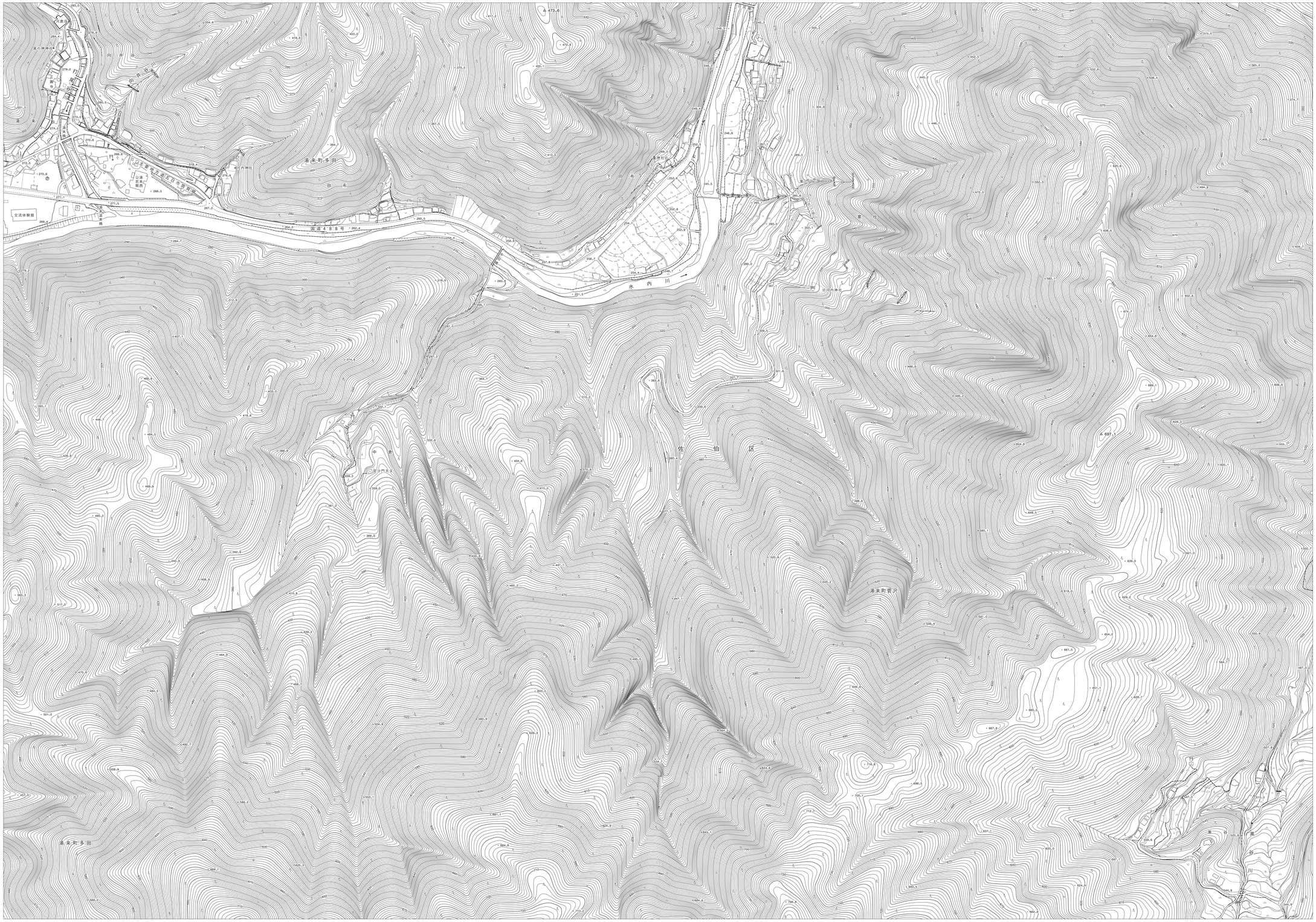

J0	J1	J2
K0	K1	K2

行政区画

広島市
佐伯区

記号

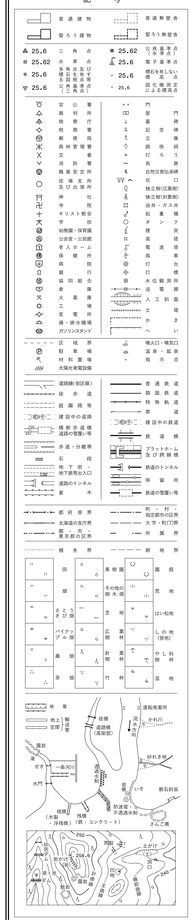

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮影　平成20年12月
測図　平成22年 3月
作業機関　国際航業株式会社

(2)撮影　平成28年10月
修正　令和 2年 3月　SUMMIT
作業機関　株式会社 パスコ

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平21　中公　第131号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令1　中公　第22号　」

J1

座標系　第Ⅱ系
等高線間隔　2m

著作権所有者　広島市

1：2,５００地形図 J2

広島市平面図　No.J2

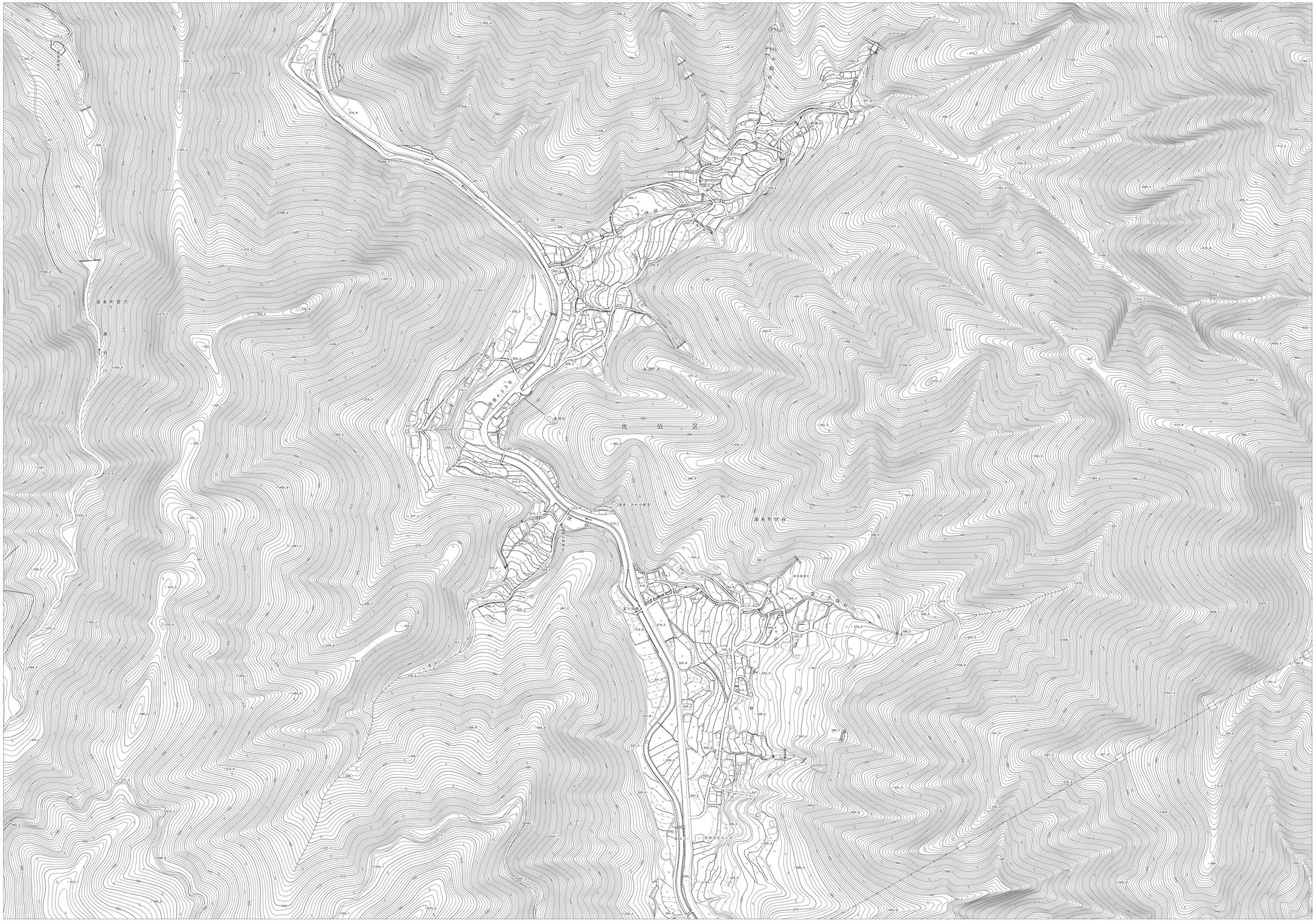
佐伯区
湯来町伏谷
湯来町奥畑
湯来町多田
湯来町和田
湯来町麦谷
湯来町大字
湯来町大字
湯来町大字

1：2,５００地形図 J3

広島市平面図　No.J3

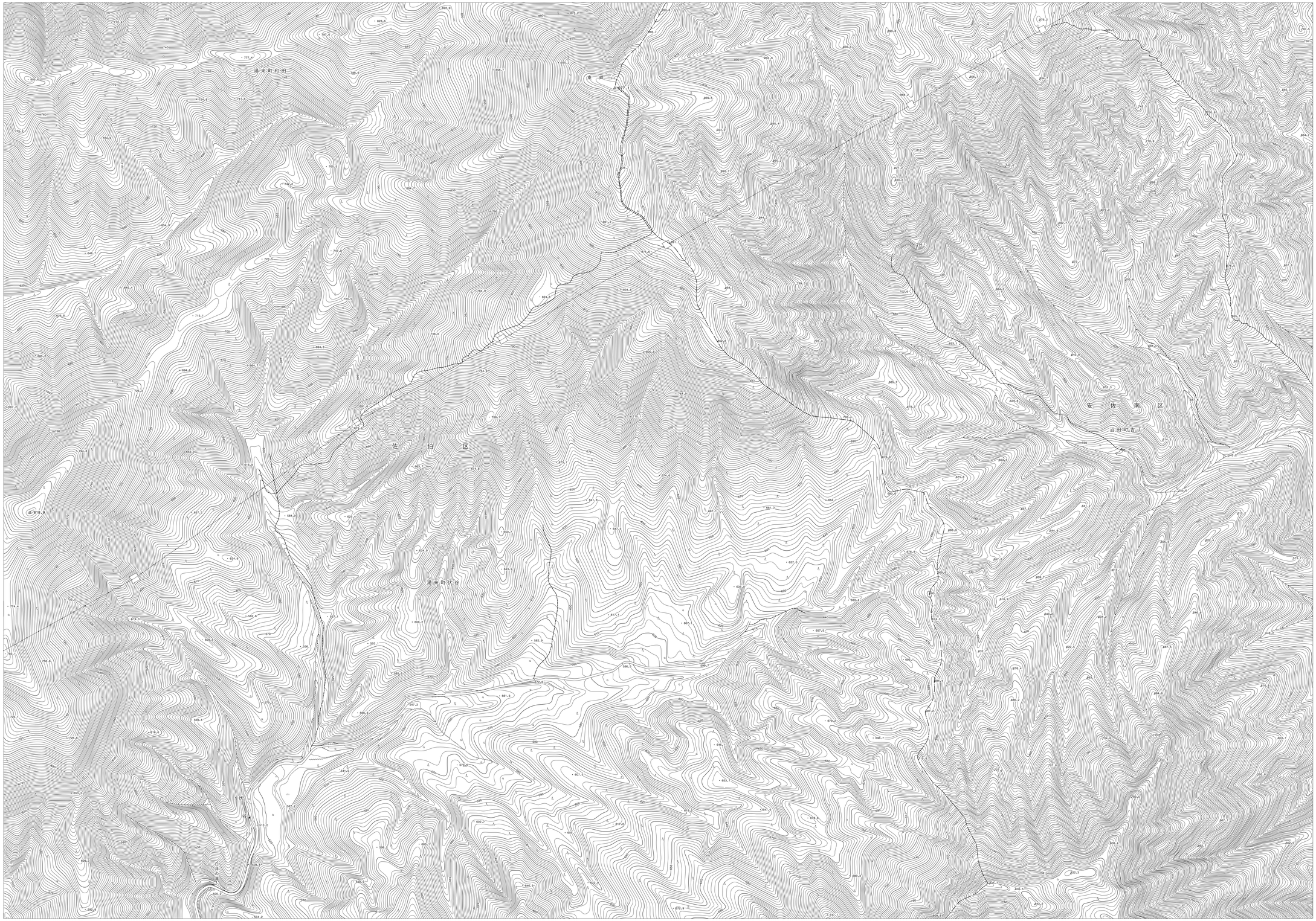

I2	I3	I4
J2	J3	J4
K2	K3	K4

行政区画





記号

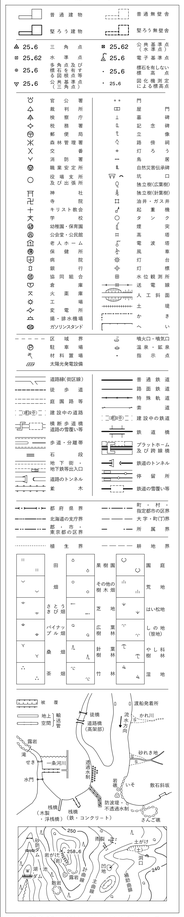

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６３年１１月
　　測　図　平成　元年　３月　　オートグラフA7，ステレオプロッターA8
　　作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
　　修　正　平成　３年　３月
　　作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
　　修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA7，ステレオプロッターA8
　　作業機関　株式会社パスコ

(4)撮　影　平成１３年１１月
　　修　正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM，ステレオプロッターA8
　　作業機関　写測エンジニアリング株式会社

(5)撮　影　平成２１年　２月
　　修　正　平成２３年　３月　　SUMMIT
　　作業機関　株式会社　パスコ

(6)撮　影　平成２８年１０月
　　修　正　令和　２年　３月　　SUMMIT
　　作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第Ⅲ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　昭６３　中公　第１２５号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　令１　中公　第２２号　」

J3

1：2,５００地形図 J4

広島市平面図　No.J4


安佐南区
沼田町吉山
中村
野間原
上地
下吉山集会所
中尾
平尾橋
平尾橋
中尾橋
中尾
上地
下吉山
野間原
中村
中尾
平尾橋
平尾橋
中尾橋
上地
下吉山集会所

1：2,５００地形図 J5

広島市平面図　No.J5

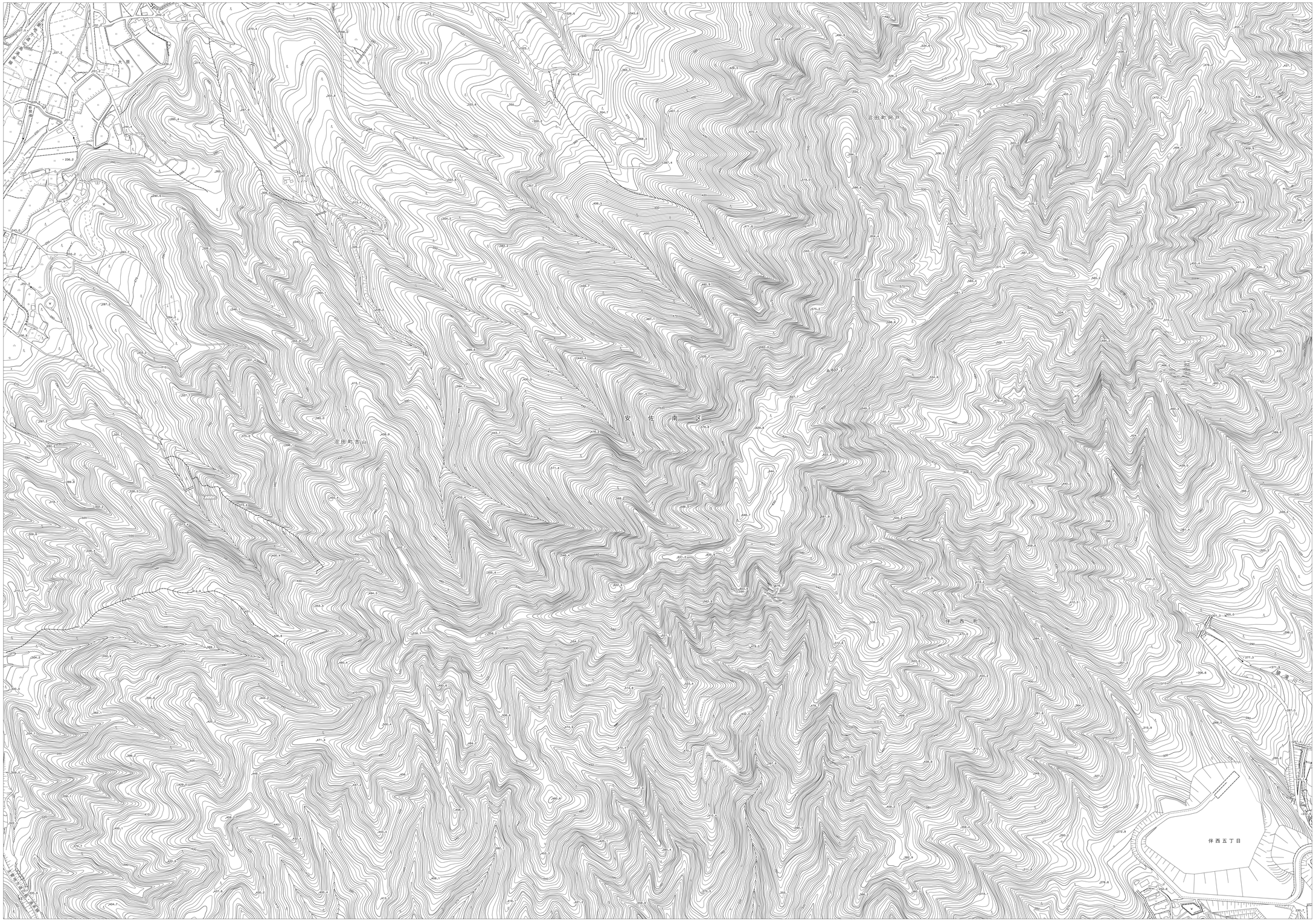

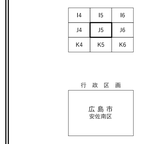

行政区画

広島市
安佐南区



記号

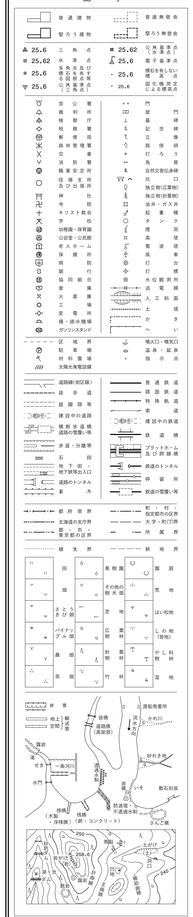

「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1)撮　影　昭和６３年１１月
測　図　平成　元年　３月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

(2)撮　影　平成　２年１１月
修　正　平成　３年　３月
作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

(3)撮　影　平成　７年１１月
修　正　平成　８年１２月　　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　株式会社パスコ

(4)撮　影　平成１３年１１月
修　正　平成１５年１１月　　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
作業機関　写測エンジニアリング株式会社

(5)撮　影　平成２１年　２月
修　正　平成２３年　３月　　SUMMIT
作業機関　株式会社　パスコ

(6)撮　影　平成２８年１１月
修　正　平成３１年　３月　　SUMMIT
作業機関　株式会社　パスコ

1：2，500

0　100　200　300　400　500m

座標系　第Ⅸ系
等高線間隔　２ｍ

著作権所有者　　広　島　市

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　昭６３　中公　第１２５号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平　２　中公　第１７２号　」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　８　中公　第１６０号　」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平１４　中公　第３６５号　」
「この測量成果は、国土地理院長の助言をうけて得たものである。
（助言番号）　平２２　中公　第５９号　」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平３０　中公　第２４号　」

J5

1：2,500地形図 J6

広島市平面図　No.J6



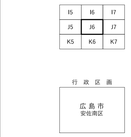



「平面直角座標値は、世界測地系による。」

広島市

(1) 撮　影　昭和63年11月
測　図　平成　元年　3月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　パスコ・ジェクト共同企業体

(2) 撮　影　平成　2年11月
修　正　平成　3年　3月
作業機関　パスコ・ヒロコーコンサル共同企業体

(3) 撮　影　平成　7年11月
修　正　平成　8年12月　オートグラフA7、ステレオプロッターA8
作業機関　株式会社パスコ

(4) 撮　影　平成13年11月
修　正　平成15年11月　解析図化機DSR-GM、ステレオプロッターA8
作業機関　写測エンジニアリング株式会社

(5) 撮　影　平成21年　2月
修　正　平成23年　3月　SUMMIT
作業機関　株式会社　パスコ

(6) 撮　影　平成28年11月
修　正　平成31年　3月　SUMMIT
作業機関　株式会社　パスコ

座標系　第III系
等高線間隔　2m

著作権所有者　広　島　市

1：2,500

0　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　昭63　中公　第125号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の助言を うけて得たものである。
（助言番号）　平　2　中公　第172号」
「この測量成果は、建設省国土地理院長の承認を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平　8　中公　第160号」

「この測量成果は、国土交通省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平14　中公　第365号」
「この測量成果は、国土地理院長の助言を うけて得たものである。
（助言番号）　平22　中公　第59号」
「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て
同院所管の測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）　平30　中公　第24号」

J6

1：2,５００地形図 J7

広島市平面図　No.J7


伴北町
伴北町
伴東三丁目
伴東二丁目
伴東四丁目
伴東五丁目
伴東六丁目
伴東七丁目
伴中央一丁目
伴中央二丁目
伴東
伴
安佐南区
沼田町伴
長楽寺一丁目
長楽寺二丁目
長楽寺
長楽寺
長楽寺